様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）旭川市長

就業証明書（就業タイプ）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 事業者名 |  |
| 代表者名 |  |
| 電話番号 |  |
| e-mail |  |
| 担当者名 |  |

次のとおり，相違ないことを証明します。

なお，旭川市産業人材確保型ＵＩＪターン支援金の交付に関する事務のため，勤務者の勤務状況などの情報を，旭川市の求めに応じ，提供することについて，勤務者の同意を得ています。

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者氏名 |  |
| 勤務先所在地 |  |
| 勤務先電話番号 |  |
| 雇用年月日 |  |
| 雇用契約等の  要件確認  ※右記に該当しない場合，支援金の対象となりません。 | □新規の雇用である。 |
| □転勤，出向，出張，研修等による勤務地の変更ではない。 |
| □週20時間以上の無期雇用又は法人役員として従事 |
| 事業者の  要件確認  ※右記に該当しない場合，支援金の対象となりません。 | □官公庁等（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する営業を行う者ではない。 |
| □雇用保険の適用事業者である。 |
| 勤務者と  代表者等の  経営を担う者  との関係  ※右記に該当しない場合，支援金の対象となりません。 | □３親等以内の親族ではない。 |

※　□部分については，該当するものにレ印を記入してください。

※　記載内容の確認のため，後日連絡することがありますので，御了承ください。

（裏面もご覧ください）

就業証明書を発行される事業者の皆様へ

本支援金は，旭川市への移住定住を促進し，産業人材の確保を目的として，上川管内以外の自治体から転入した方が，市内で就業された場合などに交付する制度です。

また，支援金の交付を受ける方については，５年間は旭川市内に居住する必要があり，この期間内に市外へ転居した場合には，原則として支援金の返還義務が生じることとなります。そのため，転入から５年以内に市外事業所へ転勤となる場合には，支援金を返還いただくこととなりますので，御理解くださいますようお願いいたします。

その他本書類の記載方法，制度の詳細等について不明な点がありましたら，お問い合わせください。

問合せ先　旭川市地域振興部地域振興課

　電話　　０１６６－２５－６２１２

　e-mail　chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp